

平成 29 年度 第 1 回南島原市入札監視委員会 概要報告書

開催日時	平成 29 年 6 月 27 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3 階 A 会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none">① 布津漁港農山漁村交付金工事② 布津桜苑屋根防水補修工事他 2 件③ 市道折木線道路改良工事④ 普通河川新川④災害復旧工事⑤ 準用河川見岳川①災害復旧工事⑥ 下水道設計業務委託（三軒屋・木之崎）⑦ 配水管布設替詳細設計業務委託（下水） <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none">① 多数の「不落」となっている案件が見受けられるが、それは何故か。② 不落が「超過」（24.7%）と、「超過・失格」（4%）を合計すると 28%となっているが、どのように捉えているか。③ 災害復旧事業については、制度的な要因があることは理解しつつも、不落が多く、落札案件も辞退が多い。改善の余地はないか。④ ランク外の指名があれば理由を教えてください。 <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>

出席者 (委員)	委員長	梅本 義信	委員	中村 良治
	委員	本田 博徳	委員	岩本 公明
(南島原市)	副市長	山口 周一		
	総務部長	渡部 博		
	総務部	管財契約課		
		課長	小林 道昭	
		契約班長	隈部 修司	
		契約班	敷島 和章	
	市民生活部	第一課		
		課長	高木 哲也	
		第一深衛施設班長	平坂 密重	
	農林水産部	水産課		
		課長	吉田 哲也	
		水産班長	山田 久	
		水産班	石橋 貴光	
	建設部	建設課		
		課長	柘植 善和	
		維持防災班長	濱田 秀人	
		維持防災班	松本 祥吾	
		建設改良班	井関 俊文	
		都市計画課		
		課長	大野 茂	
		住宅班長	山田 哲也	
	水道部	上水道課		
		課長	加納 孝	
		企画整備班長	河合 金吾	
		維持管理班長	川村 義弘	
		維持管理班	伊徳 勝二	
		下水道課		
		課長	松尾 周介	
		整備管理班長	田口 吾	

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の報告について</p> <p>① 布津漁港農山漁村交付金工事 (抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が2者と少ない。参加資格要件(地域性・類似工事等)と見込み業者数について。 ・大型事業であるが、参加数が少なく、競争原理が十分働いていると言い難い。工事内容と参加少数の理由を説明願いたい。 	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局) 【参加資格要件と見込み業者数】 参加資格要件については、鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可業者で、九州内に主たる営業所(本社)又は委任営業所を有する者。そのうち、鋼構造物工事業の年間平均完成工事高が1億円以上ある業者を条件とした。</p> <p>該当工種における南島原市への指名願い提出業者は、全国で160者、九州内で154者あったが、今回の工事内容から、九州内で、該当工種における年間平均完成工事高が1億円以上ある業者を絞り込んだところ、31者あったので、競争性を担保しつつ、一堂に会した入札が可能な業者数であると判断し、決定した。</p> <p>工事実績等による参加条件については、長崎県のほか全国の同様な事例を参考にしながら設定した。特に、今回のような特殊工事は、頻繁に発注がある内容ではないため、各業者の実績は少ないであろうと判断し、通常は、「過去5年間のうちに実績を有する者」としているところを、「過去15年間のうちに実績を有する者」とした。</p>

<p>(委員)</p> <p>過去 15 年間のうちに、施工実績がある業者を 31 者としているが、実績を調査したのか、業者が提出した資料にチェック項目があるなどして把握したのか。</p> <p>では、31 者すべてに実績があるということではないのか。</p> <p>実績がない業者もいたのではないか。</p> <p>(委員)</p> <p>2 者のうち、落札者以外の業者については、県内業者か。</p> <p>ポンツーンの製作は港湾・漁港関係であれば、それほど特殊なものではないのではないか。工事そのもののやり方も決まっていると思われるのに、なぜ、このように参加業者が少なかったのか。</p> <p>(委員)</p> <p>鉄筋製品ではなく鉄骨製のハイブリッド製品であるため、少なかったのではないか。過去の実績を条件とするのは良いが、対</p>	<p>【工事内容と参加少数の理由】</p> <p>結果として 2 者となったことについては、製品が特殊であるため、積極的な参加意欲がなかった結果であると思われる。</p> <p>実際、長崎県が過去に実施された同様の入札会においても、1 者若しくは 2 者のみの入札結果となっていた。</p> <p>入札参加者を増やすための手段としては、施工実績や完成工事高を参加条件から外すことが簡易的な方法として考えられるが、丸投げや不良施工に繋がる恐れがあるため、現在のところ考えていない。</p> <p>(事務局)</p> <p>他団体を参考に、施工実績を 15 年間としており、調査はしていない。</p> <p>そうである。</p> <p>入札参加者の資料で判断するしかない。完成工事高で条件を絞り込んだ結果、該当業者が 31 者となった。</p> <p>(事務局)</p> <p>長崎市内の業者である。</p> <p>長崎県で行われた、過去の入札事例も、1 者若しくは 2 者のみの参加であった。</p> <p>(担当課)</p> <p>そのように思われる。</p> <p>以前、南島原市で同様の工事を指名競争入札により発注したが、その際の参加業者</p>
---	---

象を「九州管内」としたことは、適当であったのか。

今回の対象業者、31 者のうちに、南島原市が求める業者が、はたして何者いたのか疑念が残る。

長崎県では、技術移転のためにJV（共同企業体）を活用し、構成員の実績においても元請けとして対象としているが、今回の案件については、元請け実績として考慮はなされていたのか。JVではなく、完全に元請け実績のみとしたのか。

そうであれば、実績を調べるべきではなかったのか。

（委員）

行政のほうで、どれくらいの対象・可能業者がいるのかを調べるときに、実績 1 億円以上というのはわかるのか。

（委員）

完成工事高の 1 億円以上というのは、わかると思うが、本当に実績があるのかを判断する場合、過去 15 年間に調査したのか。

工事实績を調査した上で、実施することが適切であると考え。今回の入札の状況からすると、今後の参考にならないのではないか。

（委員）

今回の工事が、鉄筋製品であれば通常の港湾業者でも施工可能だったということだが、鉄筋製品と鉄骨製品との違いは何か。

経済的に安くできるということか。

（委員）

製作はどのような場所で行われたのか。

が、今回の対象業者にも該当していた。

参加が少なかった要因としては、「実績が元請けであること」としていたことも一因であったと思われる。

出資比率 30%以上の構成員でも「可」としている。

今回の場合は、指名競争入札が良かったのか、検証する必要がある。

（事務局）

指名願いの提出資料で、数値などの判断は可能である。

（事務局）

今回の結果を踏まえ、指名競争入札による実施も再考しなければならないと考えている。

（担当課）

今回は、コンクリートとのハイブリッド構造ということであったが、製品形式については、経済比較を行った上で決定した。

安くできるということと、過去の実績もあったことから、決定した。

（担当課）

浮きドック内で行った。

<p>今回の参加業者については、31 者が対象であるが、実際に何者が参加可能であるのか、把握する必要があったのではないか。</p> <p>(委員) 基本的な条件は、長崎県の例と同じか。</p> <p>② 布津桜苑屋根防水補修工事 新三崎団地防水改修工事 大江浄水場施設整備工事（管路）</p> <p>(抽出理由) ・失格率が 15 者中 8 者、9 者となったケースが見受けられるが、失格の見直しの必要性はないか。</p>	<p>そのように考えている。</p> <p>(事務局) そうである。</p> <p>(事務局) 今回の入札については、一堂に会した「紙入札」であったため、やむを得なく一定数の業者になるよう絞り込みを行っているが、本年 4 月から「電子入札」による執行が可能となったため、条件範囲を広げた入札が可能となった。</p> <p>このことを踏まえ、今後は、指名競争入札を含め、よりよい入札方式を選択していきたい。</p> <p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局) 失格が多数となった案件については、その原因について、おおよそ 2 種類あると考えている。</p> <p>布津桜苑屋根防水補修工事と新三崎団地防水改修工事の 2 件については、建築工事として発注しているが、土木工事と異なり、各業者の見積り金額に差が出た状況となった。</p> <p>おそらく、建築資材等の単価設定が、各業者の考えで行われていることが原因ではないかと考えている。</p>
---	--

<p>(委員)</p> <p>入札の透明性ということはよくわからないが、不落となった金額で工事ができるとなれば、逆に、おかしい結果となっていない</p>	<p>このことについては、本年3月に本委員会から提出された提言項目にも「設計積算時の見積徴取を工夫するように」とあるため、現在、その対策のひとつとして、市の積算と参加業者の積算に乖離が生じないように、見積方法と設計図書の公表方法について検討を行っているところである。</p> <p>2つ目については、ランダム係数によるものが原因となっている。</p> <p>特に、土木工事については、市（官積）と参加業者（民積）の差がなく、正確に積算されているため、各業者はランダム係数が低く出る場合などを想定して、下限値の0.995に近いラインで入札した場合、そのランダム係数が上限値の1.005に近い数値が出ると、当然失格者が多数となる。</p> <p>大江浄水場施設整備工事（管路）については、ランダム係数が、1.004という、上限値に近い数値であったため、この理由により、失格者が多数となった。</p> <p>失格の見直しの必要性はないかという指摘については、現在のところランダム係数を用いた、価格による自動的な決定方法以外に、有効な入札方法がない状況である。</p> <p>このことについては、入札の公平性・透明性を確保する上で、現在のところ、やむを得ないと考えている。</p> <p>ただし、建築工事や、これまでも審議された電気・機械設備工事等に関する設計金額の乖離については、対策を検討している。</p> <p>(事務局)</p> <p>最低制限価格の線をどこで引くのか、ということになるが、現在90%であるところを、従前の85%とすれば失格者が減るとい</p>
--	--

<p>か。</p> <p>安価でできるということであれば、市としての負担も少ないことであるから、それにこしたことはないと考えているので、どうか調整できるようにはできないのか。</p> <p>そうであれば、コスト競争で勝てるという企業が残らなくなるのではないか、そこがおかしい結果となっていないか。</p> <p>入札の透明性のみに論点を当ててしまうと、コストという意味はどこにあるのか。</p> <p>一般の企業ではこのような方式は採用していない。</p> <p>(委員)</p> <p>土木工事の場合は見積もり金額をほぼ開示しているが、建築工事の場合は単価のとり方がいろいろあるため、公表方法を考えるよう(3月に)提言を行ったところである。</p> <p>努力した業者が報われるような実施方法に、早期に着手してほしい。</p> <p>(委員)</p> <p>不落となった者の最低金額と、高値で落札となった金額の許容範囲を、事前に設定し、その範囲を超えた場合、再入札を行うなどできないか。そうすれば、公平になるのではないかと思う。</p> <p>その差額分は、市が損害を被っていると考えられるのではないか。</p> <p>県が採用しているので「良し」とすることではなく、もう一歩進んで、やり方を採用していただきたい。</p> <p>③ 市道折木線道路改良工事</p> <p>(抽出理由)</p> <p>・総合評価方式で行われているが、結果として価格順位4位の業者が落札している。最終評価値も僅差だが、この方式詳細と効果をどう評価しているか説明願いた</p>	<p>う考え方は、(設計金額に乖離が生じないとした場合に限り)理解できる。</p> <p>しかしながら、県下一律、おおよそ90%で行っており、本市のみ別に定めることは難しい状況である。</p> <p>(事務局)</p> <p>建築工事については、他にも金額の乖離事例がある。</p> <p>対応について、現在検討を行っているところである。</p> <p>(事務局)</p> <p>現在の状況が最適とは言い切れないが、最低制限価格の制度上、やむを得ない状況である。</p> <p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p>
--	--

い。

(事務局)

総合評価落札方式については、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」を点数化して落札者を決定するものである。

まず、本方式で入札を行おうとするときは、地方自治法で「2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」とされているため、島原振興局の建設部長、検査指導幹、河港課長の3名にお願いし、協議並びに助言をいただいている。

協議内容については、評価項目、内容、基準及び配点などの設定方法について意見を求め、最終的に本市の競争参加資格委員会で決定している。

総合評価落札方式のメリットとしては、発注者が、「工事経験のある優秀な技術者並びに工事实績のある会社を求めることができる」というところにある。

一方、受注者においては、工事成績や受注高の状況が配点されるため、十分納得できる（結果が受け入れられやすい）落札決定方式であると考えている。

効果としては、工事成績が反映されるため、通常の工事においても、高得点を目指すことが考えられ、ひいては、本市全体における工事品質の向上が期待できるものと考えている。

また、優秀な技術者を有しているものの、価格競争による入札会では、なかなか落札できない業者においては、非常に有利で、大きなチャンスであることにもなる。

現在、本市では年間で2件程度、この方式による入札を行っているが、国としても、総合評価落札方式を有効視しており、今後さらに推奨されることが予想される。

<p>(委員) 総合評価落札方式で行うのは、金額の問題であるのか。</p>	<p>本市においても、継続的に、本方式による入札を行っていく予定である。</p> <p>(事務局) 基本的には、高度な技術を要するもので、金額が大きいものを対象としている。 南島原市でいうとAランクの工事を対象としている。</p>
<p>(委員) 総合評価落札方式で行うのか、一般競争入札で行うのか、どこで判断するのか。</p>	<p>(事務局) 年度ごとに入札案件の状況は異なっているため、適宜判断している。</p>
<p>(委員) 明確な目標はあるのか。</p>	<p>(事務局) 対象がAランクであるため、3000万円以上（土木一式工事の場合）の工事が対象であるが、詳細は設定していない。</p>
<p>(委員) 大きな要素になってくるのは、会社が持っている受注高の状況によっても変わってくるので、一年のうちどこで行うかなどの明確な基準がないと、恣意的に行ったと思われなければならない。</p> <p>各業者からすると、「在席する技術者をどこで使うか」という判断が必要であるため、予告をするなど、必要ではないか。</p>	<p>(事務局) これまでの実施実績は、遅い時期に発注しており、未受注者対策としての側面もあったが、発注時期については判断が難しい。</p>
<p>(委員) 年間予定等がないと、配置予定技術者の判断が困難ではないのか。</p>	<p>(事務局) 未受注対策の一環として、遅い時期に実施している。</p>
<p>(委員) (年間の)発注予定情報は、管財契約課で行っているのか。</p>	<p>(事務局) 年度当初に発注予定情報の公表は行っているが、総合評価落札方式として行う案件については、決定した段階で公表している。</p>
<p>(委員) 特別簡易型というのは、施工計画書の提出はないのか。</p>	<p>(事務局) そのとおりである。</p>

<p>④ 普通河川新川④災害復旧工事 (抽出理由) ・ 辞退者が多数 (5 者) に及んだ事由が何か。</p>	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局) 本案件については、指名業者 10 者のうち、5 者が辞退しているが、すべて事前に辞退届が提出されている。 辞退内容については、 ・ 作業員確保が困難なため ・ 配置できる技術者がいないため ・ 技術者がいない ・ 手持ち工事があり作業員が不足のため。 ・ 技術者の確保が困難な為。 という、いずれも、人員不足という理由であった。</p> <p>【⑤ 準用河川見岳川①災害復旧工事に関連する事項のため回答】 落札の結果から勘案すると、上位 2 者においては、ランダム係数しだいでは落札者が入れ替る結果となるため、正当競争していると判断している。</p>
<p>⑤ 準用河川見岳川①災害復旧工事 (抽出理由) ・ 辞退者が多数 (5 者) に及んだ事由は何か。 ・ 「普通河川新川④災害復旧工事」の工事は A 者に、「準用河川見岳川①災害復旧工事」の工事は B 者にと、事前に話し合いがあったのではないかと疑念が生じる。</p>	<p>(担当課) 工事概要の説明</p> <p>(事務局) 入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局) 本案件の辞退理由については、審査順位 4</p>

<p>(委員)</p> <p>同じ業者が多くの案件を辞退している状況であるが、ある程度予測して、指名を外すということはできないのか。</p> <p>3月末の工期が困難とすれば、繰越しが可能であるということであれば、受注する業者も増えるのではないのか。</p> <p>業者への(繰越し)説明はどのように行っているのか。</p> <p>⑥ 下水道設計業務委託(三軒屋・木之崎) (抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント業務内で、予定価格の60%で落札となっているが、他と落札金額の率が低くなった理由はどう考えているのか。 	<p>の「普通河川新川④災害復旧工事」と、同じ理由による辞退である。</p> <p>「事前に話し合いがあったのではないかと疑念が生じる」ということについては、談合情報もなく、入札書に併せて業者から提出された工事費内訳書においても再度確認したが、不自然なものは確認できなかった。</p> <p>入札結果についても、1者失格となった業者があるが、ランダム係数が高かったことが原因で、係数しだいでは、十分落札業者となり得たため、事前に話し合いを行った上での入札金額ではないと判断している。</p> <p>(事務局)</p> <p>辞退が続いた場合は、検討するが、外すという判断は難しい。</p> <p>また、時期的に各業者の手持ち工事も多い事もあり、辞退が多数となったと判断している。</p> <p>3月末で工期設定をしている場合、市内業者は「繰越し可能」という判断をしている。(業者説明会で説明しているため)</p> <p>発注時点では、明記できない。</p> <p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>南島原市発注のコンサルタント業務においては、最低制限価格の設定がなかったた</p>
---	---

<p>(委員)</p> <p>4月以降については、このような事態になることはないかと理解して良いか。</p> <p>⑦ 配水管布設替詳細設計業務委託（下水） （抽出理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が43.95%と低いが、成果品チェックは ・参加者を10者とした理由 	<p>め、最低価格者が落札者となった。</p> <p>今回の入札・落札金額については、「業務委託を受注したい」という業者の意志の表れであると考えている。</p> <p>本案件は下水道設計業務であるが、上水道設計業務においても、同様に、落札率が低いという傾向が見られる。</p> <p>落札金額の率が低くなった理由としては、当該業者において、履行形態の工夫等により、実施可能と判断されたと考えている。</p> <p>本年4月以降については、入札監視委員会より「コンサルタント業務の最低制限価格の導入について」提言いただいたことに基づき、最低制限価格を75%として設定したため、今後についてはこのような事態になることはない。</p> <p>今後は、落札率の推移を注視しながら、公共工事の品質確保の理念に基づき、適切な業務実施と成果品の確認に努める。</p> <p>(事務局)</p> <p>そのとおりである。</p> <p>(担当課)</p> <p>工事概要の説明</p> <p>(事務局)</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>【成果品のチェックについて】</p> <p>(担当課)</p> <p>成果品については、現地において図面と照らすなど、チェック・修正を重ね問題な</p>
---	---

<p>(委員)</p> <p>基準からすると「7者以上」とされており、10者選定も悪いわけではないが、選別する目をもって、選定すべきではないか。</p> <p>常に指名された場合、「競争力ではなく指名力である」などと、業者に誤った意識を与えないためにも、指名業者数については厳格にすべきであると進言している。</p>	<p>く履行期間内に納品されており、すでに、本成果品を基に設計、起工している。</p> <p>落札率が43.95%と低いのは、最低制限価格がないことが理由でもあるが、同時期に、本市発注の別案件（簡易水道再編推進事業に伴う測量設計業務委託）の測量設計業務委託も受注していたこともあり、地域性に精通しており、配管の位置関係も把握していたことから、業務を円滑に進めることができたものと思われる。また、履行期間が重複していたことにより、人件費及び交通費等の経費が削除でき、50%以下でも受注可能であったと考えている。</p> <p>【参加者を10者とした理由】 (事務局)</p> <p>本業務委託については、運用基準より、「7人以上を目途とする」こととしている。</p> <p>今回の入札に先立ち、平成28年7月27日入札執行の簡易水道再編推進事業に伴う測量設計業務委託外1件において、設計価格による基準から、10者を指名し入札を実施したところ、これまでにない競争性が表れた結果となっていた。</p> <p>この入札結果をうけて、同種業務における各社の考えや取り組み方など、今後の動向を確認するため、今回の業者を指名選定した。</p> <p>(事務局)</p> <p>今後の指名の参考とするため、前回の入札結果を参考に、10者を選定した。</p> <p>委員会での指摘もあり、方針としては、原則、規定数ということしているが、同様の入札案件であった場合の線引きが難しい。</p>
--	--

<p>3. 質疑案件</p> <p>(1) 多数の「不落」となっている案件が見受けられるが、それは何故か。</p> <p>(2) 不落が「超過」(24.7%)と、「超過・失格」(4%)を合計すると28%となっているが、どのように捉えているのか。</p> <p>(3) 災害復旧事業については、制度的な要因があることは理解しつつも、不落が多く、落札案件も辞退が多い。改善の余地はないか。</p> <p>(4) ランク外の指名があれば理由を教えてください。</p>	<p>(事務局)</p> <p>今回の不落案件については、ほぼすべて、災害復旧工事である。</p> <p>理由については、不落となった入札案件のほとんどが、工事現場の状況によるものと思われる。特に、現場への進入経路の確保が厳しい案件が、不落につながっているものと、考えている。</p> <p>発注時期によっては「手持ち工事が多く対応できない」という業者もあると思われるが、災害工事については、現場条件が要因であると判断している。</p> <p>(事務局)</p> <p>非常に深刻な状況であると認識している。昨年度においても、「不落」についての指摘があったため、発注方法や設計・積算について、改善策を講じているが、結果があまり出ていない状況である。</p> <p>今後も引き続き、農林水産部、建設部など実施部署と協議を重ねながら、1件でも多く契約、成立できるよう対応していきたいと考えている。</p> <p>(事務局)</p> <p>災害復旧工事については、ご指摘のとおり、国庫補助事業としての採択要件、設計条件など、制度的な要因によるものがある。</p> <p>しかしながら、市としての実施義務があるため、今後の対策としては、国の採択条件を変えない範囲で、さらに、踏み込んだ設計書の組み替えを行うことや、適宜、現場説明会を開催するなどの工夫を重ねながら、不落防止につなげたいと考えている。</p> <p>(事務局)</p> <p>現在、設計金額が700万円以上の工事については、原則として制限付き一般競争入札により入札を執行しているため、指名競争</p>
--	--

<p>(委員)</p> <p>災害復旧工事のみであるのか。</p> <p>災害復旧工事の採択するときに、できる限り現場条件に合うような設計にすることは、やはり難しいのか。</p> <p>市の職員の作業としては、大変だろうが、現場状況を熟知し、現状に即することで、不落をなくす努力をしてほしい。</p> <p>4. その他</p> <p>電子入札の実施状況について</p> <p>(委員長)</p> <p>これをもちまして、平成 29 年度第 1 回南島原市入札監視委員会を閉会いたします。</p>	<p>入札に該当する案件は基本的には 700 万円未満の C ランク対象の工事となっている。</p> <p>これまで、一般的な工事においてランク外の指名を行った案件はないが、災害復旧工事に限り、要綱の特例事項により A、B、C ランク全ての業者を対象とし指名を行っている。ただし、下位ランクが上位ランクの指名に入ることは、これまでのところ、あっていない。</p> <p>(事務局)</p> <p>そのとおりである。</p> <p>かなり難しい状況である。</p> <p>今考えられることとすれば、一般財源を継ぎ足す方法しかない。</p> <p>費用対効果などの、制度上の制限もあるが、努力したい。</p> <p>(事務局)</p> <p>4 月から開始した「電子入札」の実施状況について説明。(内容については、4 月に行った業者説明会資料のとおり。)</p>
--	---